

平成 26 年 3 月 7 日

復興庁

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 4 回）及び
長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」について、本日、第 4 回の交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する 2 市町について改定を行ったので、あわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 4 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 佐藤、石川、真鍋
TEL：03-5545-7369

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第4回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された4市町の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

1. 交付可能額について

事業費：14,572 百万円 国費：12,750 百万円
 (注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第4回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		配分内容
		事業費	国費	
郡山市生活拠点形成事業計画	福島県	984	861	用地・設計ほか
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	2,071	1,812	造成・建設ほか
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県	11,080	9,695	建設
三春町生活拠点形成事業計画	福島県	438	383	用地・設計
合計		14,572	12,750	

(注) 端数処理により、合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業
 福島県に対し、約 12,750 百万円（国費）を通知（事業費：約 14,572 百万円）。
 ※これにより、原発事故に伴う長期避難者向けの復興公営住宅としては、217 戸に新たに着手。

3. 今後の予定について

第5回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

別紙 1 - 参考 1 長期避難者向け復興公営住宅の整備の着手状況
 参考 2 長期避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

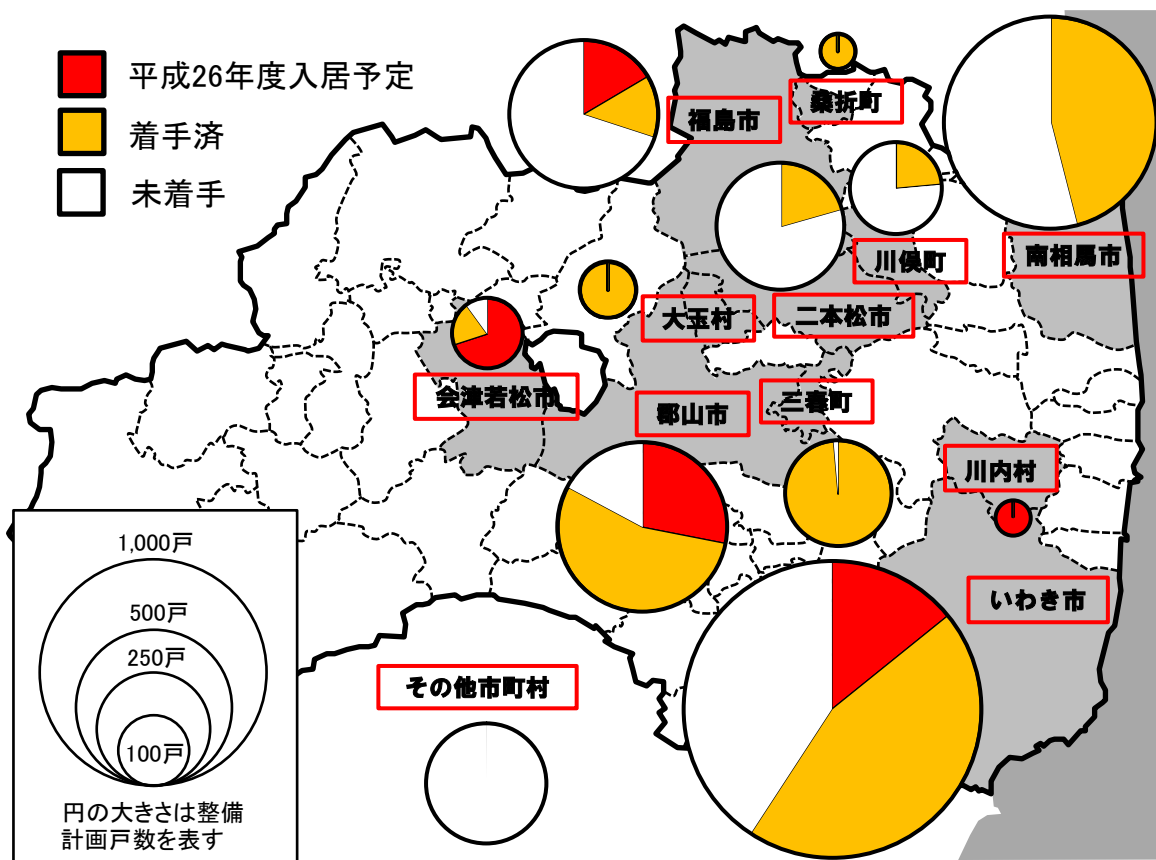
長期避難者向け復興公営住宅の整備の着手状況

受入市町村	着手済			今回着手	計	全体整備 計画戸数
		用地確 保済	建築 着工			
福島市	129 戸	71 戸	23 戸	—	129 戸	430 戸
会津若松市	90 戸	70 戸	62 戸	—	90 戸	100 戸
郡山市	347 戸	347 戸	160 戸	125 戸	472 戸	570 戸
いわき市	1,042 戸	250 戸	250 戸	—	1,042 戸	1,760 戸
二本松市	70 戸	0 戸	0 戸	—	70 戸	340 戸
南相馬市	414 戸	264 戸	0 戸	—	414 戸	900 戸
川俣町	40 戸	40 戸	0 戸	—	40 戸	170 戸
三春町	125 戸	0 戸	0 戸	92 戸	217 戸	220 戸
桑折町	25 戸	25 戸	0 戸	—	25 戸	400 戸
大玉村	67 戸	67 戸	0 戸	—	67 戸	
川内村	25 戸	25 戸	0 戸	—	25 戸	
その他	—	—	—	—	—	
計	2,374 戸	1,159 戸	495 戸	217 戸	2,591 戸	4,890 戸

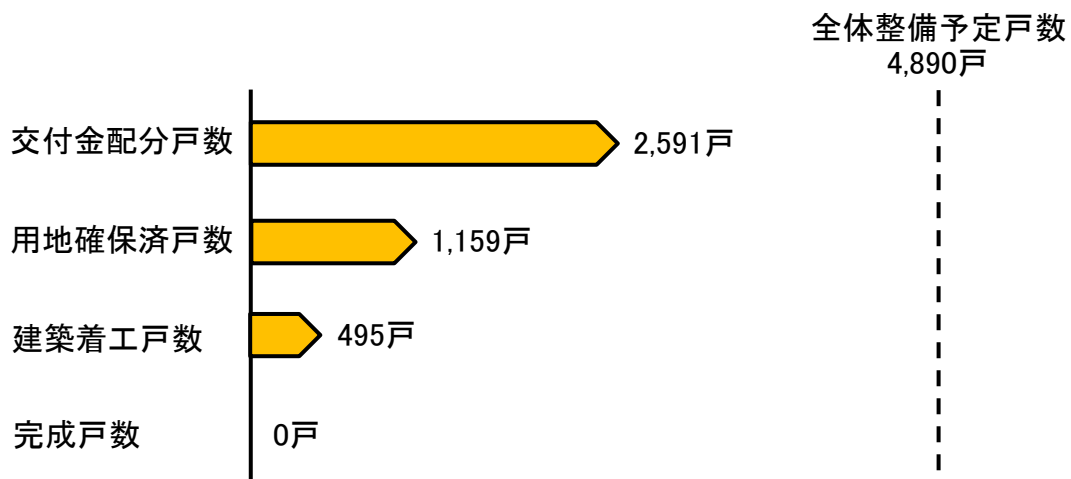
※全体整備計画戸数（平成 25 年 12 月 20 日公表）

長期避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

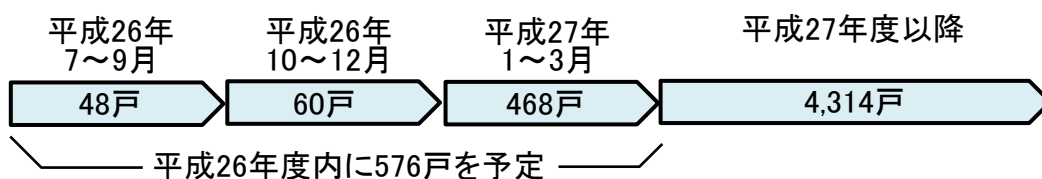
1. 交付金配分済みの復興公営住宅の戸数



2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成26年3月現在)



3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成26年3月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

1. 概要

コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の第4回交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入2市町（郡山市、三春町）について、取組方針を公表する。

（注）長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

2. 今回方針を公表（改定）する拠点 ※括弧内は避難元市町村名

- ・ 郡山市（富岡町、大熊町、双葉町）平成25年9月20日策定
- ・ 三春町（富岡町、葛尾村）平成25年9月20日策定

3. 内容

- ・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状
- ・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
- ・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針 など

4. 今後の取扱い

- ・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。
- ・ 今回公表していない生活拠点の形成に向けた取組方針についても、取りまとめた段階で公表する。

（注）今回、交付可能額通知を行った受入市町村のうち、いわき市、南相馬市については、新たに着手する復興公営住宅の用地等がなく、復興公営住宅整備予定戸数その他合意事項に変更がなかったため、取組方針の改定は行っていない。

(参考) 事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定
会津若松市	大熊町	平成 25 年 9 月 20 日策定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 3 月 7 日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定
白河市	双葉町	—
二本松市	浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定
田村市	大熊町	—
南相馬市	双葉町、浪江町、飯舘村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定
本宮市	浪江町	—
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定
川俣町	飯舘村	—
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

※福島市の個別部会に浪江町が加わる予定。

※白河市、田村市、本宮市及び川俣町については未策定。